

## RecShare STORE サービス基本契約書

株式会社トラフィック・シム（以下「甲」という）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、乙が、甲が運営するサービス「RecShare STORE」を利用して、映像コンテンツの利用許諾を受け、映像素材の提供を受けることに関し、以下の通り基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1章（総則）

#### 第1条（定義）

本契約において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ以下の通りとする。

①本サービス

コンテンツ提供者が本プラットフォームに登録する映像コンテンツについて、コンテンツ利用者が本プラットフォーム上で利用権のライセンスを受け、映像素材の提供を受けることができる、甲が提供するクラウド上のサービス「RecShare STORE」をいう。

②本プラットフォーム

甲が提供する、クラウド上で動作する本サービス用のソフトウェア、システム、ウェブサイトをいう。

③コンテンツ提供者

本プラットフォームに本コンテンツに登録し、甲を通じてその利用を許諾する事業者をいう。

④コンテンツ利用者

コンテンツ提供者が登録した本コンテンツについて、甲からその利用の許諾を受け又は受けることを希望する事業者をいう。

⑤本サービス利用者

甲と契約を締結して本サービスを利用する、コンテンツ提供者及びコンテンツ利用者をいう。

⑥本コンテンツ

コンテンツ提供者が本プラットフォームに登録する、コンテンツ提供者が正当な権限を有する映像コンテンツをいう。

⑦本ライセンス

コンテンツ提供者が指定する具体的な利用態様と条件の範囲内で、本コンテンツを利用することができる権利をいう。

⑧本コンテンツ素材

本コンテンツのデータファイル及びその収録媒体、その他コンテンツ提供

者及び甲が定める本コンテンツに関する素材をいう。

⑨本コンテンツ登録

コンテンツ提供者が、本プラットフォームにおける本ライセンス取引の対象とするために、映像コンテンツを本プラットフォームに登録することをいう。

⑩本コンテンツ登録情報

コンテンツ提供者が、本コンテンツ登録の際に本プラットフォームに入力する、本コンテンツ関連情報（甲が別途定める、本コンテンツの内容やこれに関連する情報）と本ライセンス情報（甲が別途定める、本ライセンスの内容及び条件に関する情報）をいう。

⑪本ライセンス契約

本契約に基づく条件に従い、甲が、乙に対し、甲がコンテンツ提供者から許諾を受けた本ライセンスを再許諾し、本コンテンツ素材を提供する契約をいう。

第2条（本契約の目的）

1. 本契約は、乙が、本サービスを利用して、甲から、本プラットフォームに登録された本コンテンツの利用許諾を受け、本コンテンツ素材の提供を受けることに関し、甲乙間の基本的事項を定めることを目的とする。
2. 本サービスにおける本ライセンスの販売は、コンテンツ提供者が甲に許諾する本ライセンスを、甲がコンテンツ利用者たる乙にサブライセンスする方法により、行われるものとする。

第3条（本契約の適用範囲）

1. 本契約は、乙による本サービスの利用に適用されるものとする。甲が本プラットフォームに掲示する本サービスの利用ルール・利用条件等の細則は、本契約の一部を構成するものとする。本契約と当該細則の内容が矛盾・抵触する場合には、当該細則が優先するものとする。
2. 本契約は、本コンテンツ利用者たる乙が、本サービスを通じて甲と締結する個別の本ライセンス契約（以下「個別契約」という）に共通に適用される。本契約と個別契約の内容が矛盾・抵触する場合には、個別契約の規定が優先するものとする。

## 第2章（本ライセンスの許諾と本コンテンツ素材の提供）

### 第4条（本ライセンス契約の個別契約の成立）

1. 乙が個別契約の締結を希望する場合には、乙は、本プラットフォームに表示される本ライセンスの内容を確認してこれに同意したうえで、甲所定の方法により、本プラットフォームを通じて、個別契約の申込を行うものとする。
2. 甲は、前項の申込を受けた場合において、当該申込が適切であると甲が判断した場合には、乙に対し、甲所定の方法により、甲が乙の申込を受け付けた旨の通知（以下「申込受付通知」という）を発信するとともに、乙に対し、当該個別契約にかかる本コンテンツ素材を個別契約成立前にダウンロードすること（以下「事前ダウンロード」という）を許諾する。
3. 甲及び乙は、前項の申込受付通知と事前ダウンロードの許諾は、個別契約の成立を意味するものではないことを予め確認する。
4. 乙は、第2項の事前ダウンロードの許諾に基づきダウンロードした本コンテンツ素材を、当該本コンテンツ素材が、個別契約の本ライセンスを乙が行使するための合理的な基準を満たしているか検討する目的の範囲内でのみ複製し、視聴することができる。
5. 乙は、甲が申込受付通知を発信した時点から168時間以内に（以下「検討期間」という）、前項の検討を行うものとする。検討の結果、乙が個別契約の申込を撤回する場合には、甲に対し、甲が定める方法により、その旨の通知（以下「申込撤回通知」という）をするものとする。
6. 検討期間内に乙から甲に対して申込撤回通知が到達しない場合には、乙による事前ダウンロードの有無にかかわらず、検討期間が経過した時点をもって、乙が申込をした個別契約が成立するものとする。
7. 前項の規定にかかわらず、乙が、事前ダウンロードした本コンテンツ素材又はその複製物を用いて、乙が申込を行った個別契約の本ライセンスの内容に属する本コンテンツの利用を行った場合には、当該利用行為を行った時点で、直ちに当該個別契約が成立したものとみなす。
8. 乙は、個別契約の申込撤回通知をした場合には、本コンテンツ素材その他の関連資料及びその複製物を一切利用又は使用してはならず、直ちにこれらを消去・廃棄し、甲に対してかかる消去・廃棄について証明書を交付するものとする。

### 第5条（本ライセンスの内容、本ライセンスの許諾）

1. 甲は、乙に対し、本契約及び個別契約に定める条件に従い、個別契約に定める本ライセンスを許諾する。
2. 個別契約の対象たる本ライセンスの許諾態様、許諾期間、許諾地域、対価、その他の内容は、甲乙が別途合意する場合を除き、乙が個別契約を申し込む際に同意

- した、本プラットフォームに表示されている本ライセンス情報記載の通りとする。
3. 本ライセンス情報に使用されている用語の定義や内容は、乙が個別契約を申し込む際に本プラットフォーム上に表示されている通りとする。
  4. 乙は、本ライセンスを、第三者に再許諾することはできないものとする。

#### 第6条（本コンテンツ素材のダウンロード）

1. 乙は、甲が第4条第2項に基づく事前ダウンロードを許諾した後、甲所定のダウンロード可能期間（以下「ダウンロード可能期間」という）内に、本プラットフォームから本コンテンツ素材をダウンロードするものとする。
2. 乙は、自己の責任において前項のダウンロードを行うものとし、甲は、ダウンロード可能期間の経過により、乙が本コンテンツ素材をダウンロードできなくなった場合でも、何らの責任も負わないものとする。

#### 第7条（本コンテンツ素材の納入と甲の免責）

1. 個別契約の対象となる本コンテンツ素材は、第4条第5項に規定する検討期間を経て個別契約が成立すると同時に、乙による検収に合格したものとみなされ、個別契約に基づく本コンテンツ素材の引渡しは完了したものとする。
2. 甲は、個別契約成立後は、第8条に規定する保証責任を除き、本件コンテンツ素材の瑕疵（ファイルの毀損、画質、バグ等の瑕疵や不具合が含まれるがこれらに限られない）に関し、いかなる契約不適合責任（追完請求、代金減額請求の双方を含む）も負わないものとし、また、乙は、当該契約不適合を理由とした損害賠償請求及び解除権行使を行うことはできないものとする。但し、甲がその事実を知りながら乙に告げなかった事実に関してはこの限りではない。

#### 第8条（保証）

1. 甲は、乙に対し、乙と本契約及び個別契約を締結する一切の契約締結権限を有していることを保証する。
2. 甲は、乙に対し、本契約及び個別契約を締結するために必要な、本コンテンツの利用許諾権その他一切の権限を有していることを保証する。
3. 甲は、乙に対し、甲が知る限り、乙が、本契約及び個別契約に基づき本ライセンスの範囲内で本コンテンツを利用することが、第三者のいかなる権利も侵害するものではないことを保証する。但し、第9条に規定する保証外事項はこの限りではない。
4. 万一、本条の保証事項に関して、第三者から乙に対し、何らかの異議、苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があり、乙が損害を被った場合には、甲は第26条に基づきその損害を賠償するものとする。

#### 第9条（権利処理の例外）

1. 第8条の規定にかかわらず、個別契約の締結時に、甲が、乙の責任において権利処理を行うべきものとして第8条の保証条項の範囲外である旨を示した事項（音楽著作権管理団体が管理する楽曲の音楽著作権の権利処理を含むがこれらに限られない。以下「保証外事項」という）は、第8条の保証の対象とならず、乙が自己の責任と負担においてその権利処理を行うものとする。
2. 甲は、乙が求めた場合には、乙が自ら前項の権利処理を行うことを可能にする情報（音楽著作権の権利処理のための使用楽曲明細書等を含むがこれらに限られない）を、甲が提出可能な範囲で、乙に提出するよう努めるものとする。

#### 第10条（本ライセンス料）

1. 乙は、甲に対し、個別契約に定める本ライセンスの対価（以下「本ライセンス料」という）として、個別契約に定める金額（消費税別）に消費税を加えて支払うものとする。
2. 乙は、甲に対し、本ライセンス料を、甲が指定する期日までに、甲が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

#### 第11条（記録の作成及び監査権）

1. 乙は、本契約期間中及び本契約終了後5年間、本契約に基づく個別契約に定める本コンテンツの利用に関する帳簿及び記録を作成し、乙の主たる事務所にて保管する。
2. 甲または甲の指定する者は、本契約期間中及び本契約終了後5年間、乙の通常の営業時間内に、前項の帳簿及び記録を閲覧・謄写し、その他本契約に係る一切の事項について監査することができるものとする。

#### 第12条（本コンテンツ関連情報、本ライセンス情報の変更等）

1. 乙は、自己の責任において、本ライセンスの内容を十分に確認の上、個別契約の申込を行うものとする。
2. 甲は、本コンテンツに収録予定のイベントの中止・延期・変更その他の理由により、乙と個別契約を締結済みの本コンテンツについて、当該本コンテンツの提供スケジュールや内容が変更された連絡をコンテンツ提供者から受け、本コンテンツ関連情報が変更された場合には、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。
3. 甲は、乙と個別契約を締結済みの本コンテンツについて、本ライセンスの条件に変更する必要がある旨の連絡をコンテンツ提供者から受けた場合には、速やかにその旨を通知するものとする。
4. 前二項の場合には、個別契約の内容の変更等につき、甲乙別途協議するものとする。

る。

#### 第13条（個別契約終了後の本コンテンツ素材の消去・廃棄）

乙は、個別契約又はその許諾期間が終了したときは、本ライセンスに基づく利用行為を直ちに終了し、本コンテンツ素材その他の関連資料を直ちに消去・廃棄し、甲が求めた場合には、乙はかかる消去・廃棄についての証明書を交付するものとする。

### 第3章（本サービス）

#### 第14条（本サービスの提供）

1. 甲は、本契約に定める条件に従い、乙に対し、本サービスを提供するものとする。本サービスの仕様や利用方法は、甲が別途定めるものとする。
2. 甲は、本サービスの提供に関する業務を、甲が適当と判断する第三者に委託することができる。
3. 本プラットフォームに関するソフトウェアのアップデート版・バージョンアップ版（以下「アップデート版」という）の提供は、甲の裁量において行われるものとし、甲はこれを提供する義務を負わないものとする。
4. 本契約期間中に、当社が本プラットフォームに関するソフトウェアのアップデート版を乙に提供したときは、当該アップデート版が本契約における本プラットフォームのソフトウェアとみなされ、本契約の各条項が適用されるものとする。
5. 甲は、本サービスのサービスレベルについて、本サービスを 24 時間 365 日で稼働するように努めるものとする。万一、不具合等が発生して乙が本サービスを利用できない場合、甲は、当該不具合を検知・確認した後、可能な限り速やかに、本サービスの復旧に努めるものとする。
6. 乙は、本サービスで提供される各機能には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを予め了解して、本サービスを利用するものとする。
7. 万一、第5項に規定するサービスレベル、第6項のセキュリティ脆弱性に関連して、乙が損害を被った場合であっても、甲はいかなる責任も負わないものとする。

#### 第15条（本サービスの利用）

1. 乙は、甲が別途定める方法により、本プラットフォームにアクセスし、本プラットフォームのソフトウェアを実行することにより、本サービスを利用することができるものとする。
2. 乙は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要となる通信機器、端末、ソフトウェア、その他の機器等を設置するものとし、本サービスの利用に関わる一切の通信料・インターネット接続料を負担するものとする。

第16条（ログイン情報の管理）

1. 甲は、乙に対し、本サービスにログインするために必要となるユーザーID、パスワード等の情報（以下「ログイン情報」という）を付与するものとする。
2. 乙は、ログイン情報を、乙に所属する、正当な権限を有する担当者を使用させるものとし、ログイン情報を第三者に公開、貸与、譲渡、売買してはならない。
3. 乙は、ログイン情報が盗まれたり、第三者に漏洩したり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、甲から要請のあった場合にはそれに従うものとする。
4. 乙は、ログイン情報の使用および管理を、自己の責任において行うものとし、ログイン情報を使用した本サービスの利用やそれに伴う一切の行為は、乙による利用であるとみなし、当該利用により損害が発生した場合であっても、甲は一切の責任を負わないものとする。

第17条（禁止事項）

1. 甲は、乙が本サービスを利用するにあたり、以下の行為及びそのおそれのある行為を行うことを禁止する。
  - ①犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
  - ②他者の財産（著作権、商標権等の知的財産権を含む）、プライバシー、肖像権もしくはその他の権利を侵害する行為
  - ③他者に不利益もしくは損害を与える行為
  - ④他者を誹謗・中傷する行為または他者の名誉、信用を傷つける行為
  - ⑤他者を差別し又は他社の基本的人権を損なう一切の行為（民族的、人種的、性的差別を含む）
  - ⑥本プラットフォームに含まれるコンテンツ・アプリケーション・ソフトウェアを、正当な権原なく、改竄し、改変もしくは消去する行為
  - ⑦本プラットフォームが用いるネットワークシステムの正常な運用を妨害する行為
  - ⑧本プラットフォームが用いるネットワークシステムを利用して他のネットワークシステムに不正にアクセスする行為
  - ⑨他者になりすまして本プラットフォームを利用する行為
  - ⑩有害なコンピュータプログラムを配布する行為または配布するおそれのある行為
  - ⑪他者が嫌悪感を抱くおよび抱くおそれのある画像等を配布する行為および配布するおそれのある行為
  - ⑫本プラットフォームを通じて他者に対して宗教活動や政治活動への参加や勧誘を働きかける行為およびそのおそれのある行為
  - ⑬上記各号の他、法令、公序良俗に違反する行為

- ⑭上記各号の他、合理的な理由により甲が不適切と判断する行為
2. 乙の行為が本条における禁止事項に該当するか否かは、甲の判断によるものとする。

#### 第18条（本サービスに関する知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権その他一切の知的財産権は、甲又は甲が許諾を受けた第三者に帰属する。
2. 本契約に基づく甲の乙に対する本サービスの利用許諾は、甲が、乙に対して、本サービスに表示される「RecShare STORE」の名称や、甲の名称等に関する、商標権その他の権利の譲渡や利用許諾を意味するものではない。
3. 乙は、本サービスに関して甲が有する一切の知的財産権について、その登録を出願し、移転を申請し、または行使してはならないものとする。

#### 第19条（その他の遵守事項）

1. 乙は、甲の事前の承諾なくして、本プラットフォームを構成するソフトウェア等を複製・翻案・公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング等することはできないものとする。
2. 乙は、甲の事前の承諾なくして、本プラットフォームを構成するソフトウェア等を販売、賃貸、利用許諾等することはできないものとする。
3. 乙は、本契約の目的以外の目的で本プラットフォームを利用してはならず、その他甲が不適当とみなした方法により本プラットフォームを利用してはならないものとする。

#### 第20条（乙への連絡）

甲は、乙に対し、本サービスの利用に関し、随時、本プラットフォームのウェブサイトへの掲示、乙の担当者への E メール送信、甲乙が合意するチャットツール等、その他甲が適当と認める方法により連絡することができるものとする。

#### 第21条（本サービスに関するサポート）

1. 乙が本サービスの利用に関して甲に問い合わせをする方法は、原則として E メール又は甲乙が合意するチャットツール等によるものとする。乙は、甲に対し、予め連絡先の E メールアドレスを通知するものとする。
2. 甲の乙に対する本サービスのサポートは、原則として、甲の営業時間内（日本の祝日法に基づく祝日・年末年始並びに土曜日・日曜日を除いた平日で、日本時間の9時～18時）に行われるものとする。但し、甲の判断に基づき、当該営業時間外に対応を行う場合がある。

## 第22条 本サービスの変更・終了・中断等

1. 甲は、甲が必要と判断する場合、乙に事前に通知することなく、いつでも、本サービスの内容（仕様、機能、名称、インターフェイス、デザイン、その他一切の事項を含む）を変更することができるものとする。
2. 甲は、事前に、乙に通知することにより、甲の裁量で、本サービスの提供を終了することができるものとする。
3. 甲は、以下の各号の事由が生じた場合には、乙に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとする。
  - ①本サービスに関するサーバや通信設備のメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
  - ②アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - ③ユーザーのセキュリティを確保する必要がある場合
  - ④電気通信事業者やクラウドサービス事業者の役務が提供されない場合
  - ⑤地震、水害等の天災、感染症、火災、停電、不慮の事故、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - ⑥法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供が不能となった場合
  - ⑦その他前各号に準じ甲が必要と判断した場合
4. 甲は、本条に基づき甲が行った措置により乙に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第23条 マーケティング情報の利用

1. 甲は、本サービス上のコンテンツの品質向上のため、乙が許諾を受けた本ライセンスのコンテンツ提供者に対し、乙の名称等の情報を通知する場合がある。なお、情報の通知を受けたコンテンツ提供者は、当該情報を口外しない義務を負う。
2. 甲は、乙の本サービスの利用履歴から得た情報に基づき、乙に対して各種案内を送付（乙担当者へのEメールの送信、甲乙合意するチャットツールを通じて送信を含む）する可能性がある。

## 第4章（一般条項）

### 第24条 自己責任

1. 乙は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に際して行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとする。
2. 本サービスの利用に関し、乙と第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、甲にこれを通知の上、自己の責任と費用において解決するものとする。甲は、当該紛争に関与する義務を負わず、何ら責任を負わないものとする。

3. 乙は、個別契約において許諾された本ライセンスの範囲内でのみ、本コンテンツを利用するものとする。乙は、本ライセンスの範囲外での本コンテンツの利用行為は、著作権者、著作隣接権、肖像権その他の権利の権利侵害行為を構成するものとして、乙がこれらの権利者から差止請求、損害賠償請求その他の請求を受ける場合があることを予め認識する。

#### 第25条 免責

1. 甲は、乙に対し、第8条（保証）に規定する事項を除き、本サービス、本ライセンス、本コンテンツの適格性、完全性、信頼性、特定目的への適合性、瑕疵や契約不適合がないこと（セキュリティの欠陥やエラーやバグがないこと。本サービスが中断なく稼働すること、本サービスが提供する情報が正確であることを含む）を、明示的にも黙示的にも、保証するものではない。
2. 本契約中、甲の責任を全面的に免責する規定は、甲に故意または重過失が存する場合には、適用されないものとする。

#### 第26条（損害賠償）

1. 請求原因を問わず、本契約及び個別契約に関連して、甲が、乙に対して損害賠償責任を負う場合には、甲は、通常かつ直接の損害に限り、かつ、当該損害の原因となった事象が発生した本コンテンツの個別契約に基づく本ライセンス料の総額を限度として、損害を賠償するものとする。但し、甲に故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
2. 前項の損害には、甲の責に帰すことができない事由から生じた損害、甲の予見の有無を問わず特別事情から生じた損害、逸失利益についてはこれに含まれないものとする。
3. 本条の規定にかかわらず、本サービスのサービスレベルに関して甲が仕様書を定めた場合には、当該サービスレベルに関する損害は、当該仕様書に定める範囲に限られるものとする。

#### 第27条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間までとする。
2. 本契約の期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれも、相手方に対し、書面をもって本契約終了の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 本契約の期間満了により終了した場合において、許諾期間が存続中の個別契約があるときは、本契約は、当該個別契約に関する限り、当該個別契約の期間が満了するまでなお効力を有するものとする。

## 第28条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩してはならないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
  - ①開示または提供を受けた際、既に自ら有していた情報
  - ②開示または提供を受けた際、既に公知であった情報
  - ③開示または提供を受けた後、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - ④正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に知り得た情報
  - ⑤開示または提供を受けた秘密情報とは関係なく、独自に創作または開発した情報
  - ⑥裁判所その他行政機関により強制力を以って開示要求された情報（ただし、その要求が情報の公開を伴うものでない場合は、その機関以外の第三者に対してはなお秘密保持義務を負う）
3. 甲または乙が、本条に違反した場合は、故意又は過失を問わず、相手方に対する損害賠償責任を負うものとする。
4. 本契約に付随または関連して、甲または乙が相手方から個人情報の提供を受ける場合には、必要に応じて、個人情報保護に係わる覚書を別途締結し、その内容を遵守するものとする。

## 第29条（解除）

1. 甲および乙は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約又は個別契約を解除することができるものとする。
  - ①本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
  - ②支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合
  - ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ④差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - ⑤破産手続開始、民事再生開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
2. 前項に定めるほか、甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合において、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲および乙は、相手方が第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、又は、第2項に該当する場合には、解除の有無に関わらず、相手方に対し、自らが被った損害の賠償を請求することができるものとする。

### 第30条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲および乙は、相手方が、反社会的勢力（日本国の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人）であることが判明した場合には、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしに直ちに、本契約又は個別契約を解除することができるものとする。
2. 甲および乙は、相手方が第1項に該当する場合には、解除の有無に関わらず、相手方に対し、自らが被った損害の賠償を請求することができるものとする。

### 第31条（権利義務譲渡）

1. 甲は、本サービスに関する事業を第三者に譲渡した場合には、当該譲渡に伴い、本契約上及び個別契約上の地位または本契約及び個別契約に基づく権利又は義務を譲受人に譲渡することができるものとする。
2. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本契約上及び個別契約上の地位または本契約及び個別契約に基づく権利又は義務を、第三者に対し、譲渡、移転その他の処分をすることはできないものとする。

### 第32条（分離可能性）

本契約及び個別契約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能であると判断された場合であっても、本契約及び個別契約の残りの規定および部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

### 第33条（協議）

甲および乙は、本契約及び個別契約に定めのない事項、本契約及び個別契約の各条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

### 第34条（存続条項）

本契約が終了した場合といえども、第6条第2項、第7条第2項、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条第7項、第16条第4項、第18条、第22条第4項、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条第3項、第30条第2項、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条の規定は、なお有効なものとし

て存続するものとする。

第35条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第36条（管轄）

甲と乙との間で本契約及び個別契約に関連して疑義が解決しない場合、または本契約及び個別契約に関する紛争が解決しない場合、本契約及び個別契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約締結の確認のため、甲および乙は以下に署名する。

電子契約サービスを利用する場合は、甲および乙は、本書に電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。なお、電子署名のタイムスタンプにかかわらず本書の契約締結日は、署名欄記載の日付とする。

甲	乙
住所	住所
社名	社名
契約者役職	契約者役職
契約者氏名	契約者氏名
署名日	署名日
署名	署名

当契約は、各社の署名日が14日以上異なる場合は、無効とする。